

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第58号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和28年静岡県条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> (管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員(第21条において「特定幹部職員」という。)にあつては、 <u>100分の110</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の110</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。 4～6 (略)	(期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> (管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員(第21条において「特定幹部職員」という。)にあつては、 <u>100分の105</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。 4～6 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> (管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員(第21条において「特定幹部職員」という。)にあつては、 <u>100分の105</u>)を乗じて得た額に、基準日以前	(期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> (管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員(第21条において「特定幹部職員」という。)にあつては、 <u>100分の107.5</u>)を乗じて得た額に、基準

<p>6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(特別職の職員等の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員等の給与等に関する条例（昭和46年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれその基準日現在（離職し、又は死亡した者にあつては、離職し、又は死亡した日現在）において受けるべき報酬月額又は給料月額及びその報酬月額又は給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>14 (略)</p> <p><u>(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</u></p> <p><u>15 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれその基準日現在（離職し、又は死亡した者にあつては、離職し、又は死亡した日現在）において受けるべき報酬月額又は給料月額及びその報酬月額又は給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>14 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第4条 特別職の職員等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれその基準日現在(離職し、又は死亡した者にあつては、離職し、又は死亡した日現在)において受けるべき報酬月額又は給料月額及びその報酬月額又は給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額<u>に100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれその基準日現在(離職し、又は死亡した者にあつては、離職し、又は死亡した日現在)において受けるべき報酬月額又は給料月額及びその報酬月額又は給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額<u>に100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年静岡県条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年静岡県条例第33号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含</p>	<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年静岡県条例第33号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含</p>

む。)」と、給与条例第19条第1項中「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年静岡県条例第33号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。

む。)」と、給与条例第19条第1項中「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年静岡県条例第33号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第6条 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与条例等の適用除外等)	(給与条例等の適用除外等)
<p>第6条 (略)</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成</p>	<p>第6条 (略)</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成</p>

13年静岡県条例第33号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第19条第1項中「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年静岡県条例第33号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。

13年静岡県条例第33号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第19条第1項中「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年静岡県条例第33号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年静岡県条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(給与条例等の適用除外等)

第5条 (略)

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第19条第1項中「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。
- 3 特定任期付職員に対する教職員給与条例第3条、第19条の2第1項、第20条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、教職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、教職員給与条例第19条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、教職員給与条例第20条第2項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、教職員給与条例第21条第2項中「100分の130」とあるのは「100

(給与条例等の適用除外等)

第5条 (略)

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第19条第1項中「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。
- 3 特定任期付職員に対する教職員給与条例第3条、第19条の2第1項、第20条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、教職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、教職員給与条例第19条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、教職員給与条例第20条第2項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、教職員給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100

分の170」とする。

- 4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。

分の165」とする。

- 4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第8条 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与条例等の適用除外等)	(給与条例等の適用除外等)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第19条第1項中	2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第19条第1項中

「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。

3 特定任期付職員に対する教職員給与条例第3条、第19条の2第1項、第20条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、教職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、教職員給与条例第19条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、教職員給与条例第20条第2項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、教職員給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。

4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9

「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

3 特定任期付職員に対する教職員給与条例第3条、第19条の2第1項、第20条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、教職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、教職員給与条例第19条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、教職員給与条例第20条第2項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、教職員給与条例第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9

条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。

条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年静岡県条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(給料月額に一定の率を乗じる給料の特例措置)</u></p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(期末手当の額の特例措置)</u></p> <p>3 <u>フルタイム会計年度任用職員に対して令和2年12月に支給する期末手当の額は、第6条第1項の規定にかかわらず、同月1日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の130を乗じて得た額に、同日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>6か月 100分の100</u></p> <p>(2) <u>5か月以上6か月未満 100分の80</u></p> <p>(3) <u>3か月以上5か月未満 100分の60</u></p> <p>(4) <u>3か月未満 100分の30</u></p> <p>4 <u>パートタイム会計年度任用職員に対して令和2年12月に支給する期末手当の額は、第11条第1項の規定にかかわらず、前項の規定の</u></p>

例に準じ人事委員会規則で定める額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和3年4月1日から施行する。